

別表 1（第 4 条関係）

対象事業	対象設備	補助要件	補助率	対象経費
国要領別紙 1 の 2 アに規定する 再エネ設備整備	太陽光発電設備	国要領別紙 1 の交付要件のとおり。 ただし、太陽光発電設備の設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（キロワットを単位とし、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点以下を切り捨てる。）の1キロワット当たりの単価が 350,000円未満であるもの。	3 分の 2	国要領別表第 1 のとおり
国要領別紙 1 の 2 イに規定する 基盤インフラ整備	蓄電池	国要領別紙 1 の交付要件のとおり。 ただし、定格容量 1 キロワットアワー当たりの単価が 200,000円未満であるもの。		